

【ケアマネジメント関係】

No.	質 問	回 答	担当課
1	短期集中サービス終了後（卒業後）、1か月間セルフケアで頑張ってみたが、一人での継続は難しく、利用者が通所サービス利用を希望された場合、必要であれば介護予防通所及び生活支援通所の利用は認めるといことよろしいか。	本人の状態から、通所サービスが必要との判断になればサービス提供は可能です。	地域包括ケア推進課
2	月途中からの利用は可能か。	月途中からの利用も可能です。この場合、基本報酬は契約日等に応じて日割り計算になりますが、加算については日割り計算を行いません。 なお、運動器機能向上サービスについては、週2回の1サイクルを少なくとも2回以上、栄養改善サービスと口腔機能向上サービスについては、少なくとも月1回以上の実施をして頂く必要があります。これら3つのサービスのうち1つでも実施できない場合は算定不可となります。	事業者指導課
3	「短期集中サービス終了（卒業）」＝「地域」となるとサロン等の受け皿が必要になるが、「自立」と言う目標であれば短期集中のプランとなるのか。	あつ晴れやサロン等紹介できる地域資源があるに越したことはありませんが、ない場合でも目指す目標は個人的な趣味等でも構わないため、必ずしも地域資源がなければ利用できないものではありません。	地域包括ケア推進課
4	6ヶ月の有効期間の方が、運動機能向上が、3ヶ月で達成できた場合、介護予防サービス計画書の見直しは必要か。その際、担当者会議は必要か。もしくは終了となるのか。	サービス開始時点では利用期間を3ヶ月とし、3ヶ月目で評価を行った上で、あと3ヶ月継続するかの判断を行う流れになります。なお、初回のサービス担当者会議時に、短期集中加算の利用期間について、利用者の状態によっては最長6ヶ月とすることを関係者で共有し、記録に残すことで、3ヶ月終了後に更に3ヶ月継続が必要となった場合でも、計画の期間欄の終期を訂正するだけで足りると考えています。	介護保険課 事業者指導課
5	第2号被保険者も対象になるとの見解でよろしいか。	対象として差し支えありません。なお、2号被保険者にかかる要介護認定の際には、特定疾病に該当する者であるため、対象者の状態に基づき利用を検討してください。	地域包括ケア推進課
6	サービス利用実績がない方が対象となるが、要介護から要支援になった方は、通所系サービスの履歴が確認できません。どのような方法で確認しますか。	サービス利用実績について包括で確認ができない場合は、介護保険課にお問い合わせいただくこととなります。なお、問い合わせに際し、個人情報の取扱いの観点から、あらかじめ過去の利用実績について照会を行うことに同意する旨を利用者へ確認するとともに、同意書を作成する等の対応をお願いする予定です。書式など具体的な内容については後日、お示しします。	介護保険課
7	「生活支援通所サービス事業所のうち、短期集中サービス実施加算の要件を満たす指定事業所が実施する。」とあるが、要件とは。	以下の人員配置要件を満たすことが要件となります。運動器機能向上サービスと口腔機能向上サービスに共通する職種を配置する場合（例：看護職員）は、それに加えて管理栄養士を配置することで構いません。 ・運動器機能向上サービスの実施に当たっては、当該事業所の職員として又は外部との連携により、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、健康運動指導士、健康運動実践指導者、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を、1名以上配置すること。 ・口腔機能向上サービスの実施に当たっては、当該事業所の職員として又は外部との連携により、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を、1名以上配置すること。 ・栄養改善サービスの実施に当たっては、当該事業所の職員として又は外部との連携により、管理栄養士を1名以上配置すること。	事業者指導課
8	短期集中サービスを実施する事業所が基準等を満たしているかの確認は誰がされるのでしょうか。	生活支援通所サービスの指定を受けている事業所が実施可能ですが、実施するに当たっては、体制届（加算取得の届出）を加算算定開始の前月15日までに事業者指導課に提出する必要があります。体制届提出時添付書類の勤務予定表・資格証等で人員配置要件を満たしているかどうかを確認することになります。	事業者指導課
9	サービス利用時の契約手続きなどは現在の予防と同じか。	サービス利用時の契約手続きは生活支援通所サービスと同様です。	地域包括ケア推進課
10	セルフケアプログラムは運動器機能向上計画書等と同様にケアマネにも提供される資料でしょうか。	計画に関する書類の一部であるので、ケアマネジャーからの求めがあれば事業所が提供する必要がある資料と考えています。	事業者指導課

【ケアマネジメント関係】

No.	質 問	回 答	担当課
11	途中で入院等で利用中止になった場合はどうなるのか。	途中で利用中止となった場合でも、短期集中加算の算定に必要なサービスを行ってれば、加算の算定は可能と考えます（もちろん、サービス開始前のアセスメントや計画書作成等を行っていることが前提となります。）。 運動器機能向上サービスについては、週2回の1サイクルを少なくとも2回以上、栄養改善サービスと口腔機能向上サービスについては、少なくとも月1回以上の実施をして頂く必要があります。これら3つのサービスのうち1つでも実施できない場合は算定不可となります。	介護保険課 事業者指導課
12	短期集中サービス（期間）終了後、通所サービス終了なのか引き続き利用（生活支援通所もしくは介護予防通所）が適当なのかという判断は誰がどこですのか。判断基準は何か。状態改善とは、利用開始時に具体的な数値目標を立て、その達成状況とするのか。	担当ケアマネジャーと通所事業所とで評価を行い、終了・継続の判断をしていただくことになります。 判断基準は、目標の達成状況を想定していますので、目標が具体的であると判断はしやすいと考えます。	地域包括ケア推進課
13	「住環境における動作を把握・評価」した際、もし住宅改修やレンタルが適当と判断された場合、その時点で短期集中は終了するのか。	「介護保険、総合事業のサービス利用実績がないこと」という対象者の条件は、サービス利用開始時点の条件であるため、開始後に住宅改修、レンタルの利用は可能であり、短期集中サービスを終了する必要はありません。	地域包括ケア推進課
14	3か月目に継続と判断された場合は、必ず6か月間は加算を算定するということがよろしいか。4か月目や5か月目での終了はないということですね。	お見込みのとおりです。	地域包括ケア推進課 事業者指導課
15	3か月目の終了・継続の判断は、誰が、どの場面で判断するのでしょうか。	担当ケアマネジャーと通所事業所とで評価を行い、終了・継続の判断をしていただくことになります。	地域包括ケア推進課 事業者指導課
16	短期集中事業利用希望あり、包括が直営契約した後主治医意見書等資料請求したところ、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上だった場合短期集中事業の利用は可能か。	原則として、利用者振り分けフローを基準に判断していただきます。	地域包括ケア推進課 介護保険課
17	3か月目に卒業しない場合は評価し、目標を立て直す等のプラン見直しが必要になるのか。	目標を立て直す必要があれば、プラン見直しが必要と考えます。 6ヶ月目で目標達成が見込まれるため、目標、サービスの変更を行わない場合は、初回のサービス担当者会議時に、短期集中加算の利用期間について、利用者の状態によっては最長6ヶ月とすることを関係者で共有し、記録に残すことで、3ヶ月終了後に更に3ヶ月継続が必要となった場合でも、計画の期間欄の終期を訂正するだけで足りると考えています。	介護保険課 事業者指導課